

(写)

令和5年8月29日

石川労働局長

長嶋 政弘 殿

石川地方最低賃金審議会

会長 高見 俊也

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和5年8月29日貴職から、8月8日付け石川県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する石川県労働組合総連合からの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

異議の申し出の内容については、既に十分調査審議済みであり現意見（令和5年8月8日付け「石川県最低賃金の改正決定について（答申）」）のとおり決定することが適当である。